

# 男鹿南中学校いじめ防止等のための基本方針

男 鹿 南 中 学 校

## ○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校の全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、地域、家庭、学校並びに関係者が連携し、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処、対応を図るために定めるものである。

## ○いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの定義には、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれていないことに留意が必要であり、個々の行為が、法律や条例上の「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、意図的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる集団を育むためには、全ての学校関係者が一体となり、継続的な取り組みを続ける必要がある。

その取り組みを通して、全生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育て、いじめをなくすために生徒が主体的に行動するなど、学校や地域全体がいじめを許容しない雰囲気を醸成するよう努めなければならない。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人が、生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められる。早期発見のために、定期的なアンケート調査の実施や教育相談の実施、電話相談窓口を生徒及び保護者に

周知するなど、生徒がいじめを訴え、通報しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係諸機関が連携しいじめの早期発見に努めるものとする。

### (3) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた生徒やいじめを通報して生徒の安全を確保した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導するほか、保護者にも誠実に対応し、組織的な対応を行う必要がある。また、教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係諸機関と適切に連携して対応する必要がある。

学校はいじめに対応するための校内体制及び組織を整備し、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。

### (4) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校は、家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

学校関係者が P T A 組織や地域の関係団体と、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設けるほか、各学校が各地域で行う体験的な学習活動の充実により、生徒たちが大人と関わる機会を多く設定することは、いじめの未然防止及び早期発見につながるものと考えられる。

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、各中学校区における情報交換、連絡会議を開催するなど、平素からの情報共有を図る必要がある。

## 2 いじめの防止等のための具体的な取り組み（学校における取り組み）

(1) 生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団作りに努めるなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。

(2) 生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援するとともに、「いじめはどの学校でも、どの生徒にも、起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により、全ての生徒に対し、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。

(3) 国が定める「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「秋田県いじめ防止等のための基本方針」、「男鹿市いじめ防止等のための基本方針」を参照し、本校の実情に応じて、いじめの防止等のための基本的な方針を定める。

(4) 学校において定めた基本的な方針については、生徒指導の全体的な計画の中に適切

に位置づけるほか、生徒、保護者、地域に周知し、理解を得るように努める。

- (5) 法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導主事、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等からなる校内組織（生徒指導委員会）を置く。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門知識を有する外部人材の活用も検討する。
- (6) いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、生徒のわずかな変化に 対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、職員間の情報交換を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制作りを行うとともに、いじめ防止 等についての校内研修等の充実を図る。
- (7) 生徒及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、 安心して相談できる信頼関係の構築に努める。
- (8) いじめについて通報を受けた、又は事実が確認された場合は、特定の職員が抱え込 むのではなく、生徒指導委員会において速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初 期対応を組織的に行う。いじめとの判断も生徒指導委員会が行う。それとともに、そ の内容を市教育委員会に報告する。
- (9) 生徒指導委員会においていじめの事実が確認された場合には、その早期解決及び再 発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提に、当該生徒及びその保護 者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を 組織的に行う。
- (10) 関係生徒や保護者への支援、指導及び助言は、心理、福祉等に関する専門知識を有 する者の協力を得ながら、教育的な配慮に基づき継続的に行うとともに、いじめを受 けた側と行った側との間で争いが生じることがないように、当該事案に関する情報共 有が適切に行われるよう必要な措置を講ずる。
- (11) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合、警 察と連携するなどして対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生 じるおそれがあると認められるときは、直ちに警察に通報し、適切に対処する。
- (12) 発達障害等のある生徒への指導は、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図 るとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該生徒の特性に応じた 対応を図るよう配慮する。